

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p><u>（子会社取得に係る対価の額）</u>            24の5-22-2 開示府令第19条第2項第8号の2に規定する「子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額」には、株式又は持分の売買代金、子会社取得に当たって支払う手数料、報酬その他の費用等の額が含まれることに留意する。</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>（一連の行為として行われる子会社取得）</u>            24の5-22-3 開示府令第19条第2項第8号の2及び第16号の2に規定する「当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが当該機関により決定された」子会社取得とは、子会社取得の目的、意図を含む諸状況に照らし、当該子会社取得と実質的に一体のものと認められる子会社取得が該当することに留意する。</p>	<p>（新設）</p>